

公民館使用について

1、公民館を使用する場合

- (1) 公民館の使用を希望する場合は、使用する3日前までに所定の用紙に必要事項を記入の上公民館に提出すること。(使用希望月の2か月前から受け付ける。)
- (2) 公民館の使用時間は9時から22時までの間とする。
- (3) 会場の準備は使用者において行い、使用後は必ず使用した部屋の清掃をしておくこと。
- (4) 使用責任者は、使用後は後始末の確認をすること。
 - ◇火気の点検(特に湯沸室)
 - ◇冷暖房機・電灯(使用部屋・トイレ・廊下・階段・ホール)・換気扇のスイッチ
 - ◇戸締り(使用階の入口・階段)
- (5) 使用終了後は使用責任者が公民館使用簿に必要事項を記入すること。
- (6) ごみはすべて持ち帰ること。
- (7) 誤って施設備品などを破損または紛失した場合には公民館に届け出ること。
- (8) 公民館内は禁煙とする。
- (9) 各室に避難経路を掲示してあるので、使用時に使用責任者が必ず確認すること。
火元責任者の表示はあるが、部屋使用中は使用者において責任を持つこと。
- (10) 公民館事業の日程や災害の発生等により、使用が認められた後でもやむを得ず使用の変更・取り消しを要請する場合がありますので了承すること。

2、鍵の扱いについて

- (1) 閉館中(夜間・土日祝日等)に使用する場合は、事前(月曜～金曜日の9時～17時の間)に公民館事務室で鍵を借りること。
- (2) 使用終了後は施錠した後、鍵を郵便受けに返却すること。
- (3) 複数団体が使用している場合、共通使用部分(トイレ・廊下・階段・ホール)の消灯、階段の施錠には十分注意する。

※なお、使用状況の悪い団体に関してはご利用をお断りすることがありますのでご承知ください。

来た時よりも美しく

公民館はみんなが使う場所です。みんなが気持ちよく使えるようにしましょう。

松江市白潟公民館

住 所：松江市灘町 1-57

電 話：22-7147

F A X：21-7572

Email：sirakatak@mable.ne.jp

白潟公民館使用実費等規定

平成 24 年 4 月 1 日

1. 各室使用実費

		地区内			地区外		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
3 階	研修室	400	500	700	800	1,000	1,200
	(2 部屋使用の場合)	600	750	1,050	1,200	1,500	1,800
	学習室	400	500	700	800	1,000	1,200
	(2 部屋使用の場合)	600	750	1,050	1,200	1,500	1,800
	調理室	400	500	700	800	1,000	1,200
	(調理器具使用の場合)	900	1,000	1,200	1,300	1,500	1,700
2 階	図書室	300	400	600	700	900	1,100
	ふれあい室(洋)	300	400	600	700	900	1,100
	(和)	300	400	600	700	900	1,100
	(2 部屋使用の場合)	450	600	900	1,050	1,350	1,650

午前…9:00～12:00 午後…13:00～17:00 夜間…18:00～22:00

2. 施設備品等の使用料

- ◆冷暖房：1 基 30 分につき 100 円 (コインタイマー、連続投入可)
- ◆扇風機：1 台につき 100 円
- ◆ビデオプロジェクター：1,000 円
- ◆ピアノ、音響設備、ワイヤレスアンプ：500 円
- ◆卓球台：200 円

3. 印刷

- ◆印刷機：1 枚 5 円
- ◆コピー：1 枚 10 円 (白黒) 1 枚 50 円 (カラー)

4. 物品を破損した場合は原則として弁償とする。

5. その他特別な場合は館長が使用実費を決定する。

※減免扱団体

公民館運営協議会、公民館主催・共催事業、白潟地区社会福祉協議会、白潟地区町内会連合会、白潟地区老人クラブ連合会、白潟婦人会、白潟地区体育協会、白潟地区交通安全対策協議会、白潟地区青少年健全育成協議会、白潟地区民生児童委員協議会、白潟ボランティアの会、白潟地区保護司会、白潟地区更生保護女性会、白潟地区地域安全推進委員会、白潟地域人権同和教育推進協議会、白潟地区防災隊、白潟地区あんしんネット連絡協議会